

名城大学農学部学術報告投稿規程

1. 名城大学農学部学術報告は毎会計年度に1回発行する。
2. 投稿原稿の著者（連名の場合はその中の一名以上）は名城大学農学部の専任教員あるいはその退職者であることを原則とする。ただし、名城大学農学部学術報告編集委員会（以下編集委員会と呼ぶ）が投稿を認めた場合はこの限りでない。
3. 投稿原稿は和文または英文とし、名城大学農学部学術報告執筆要項に従うものとする。
4. 投稿原稿の種類は、原著、総説および資料等の3種類とする。
 - 1) 原 著：独創性があり未発表の研究論文、実験・調査にもとづいた内容で、十分に考察が行われている一つの独立した論文、あるいは新しい価値ある事実を含む短報。
 - 2) 総 説：特定の研究・教育に関する課題についての文献をまとめ、体系的に整理、論述したもの。
 - 3) 資料等：他誌に発表した研究論文や本学関係者の学位論文等の内容の解説、あるいは研究技術情報、統計資料；国際学会やシンポジウム、海外留学、海外学術調査等で得た情報および研究室の研究成果の紹介等学外にアピールできる学術的内容を有するもの。なお、原稿の執筆および投稿は以下の点をよく理解したうえで行わなければならない。
 - ・過去に発表された論文、あるいは他の学術誌に投稿中の原稿と本質的に同じ内容の原稿を投稿してはならない。また、投稿中の原稿は、掲載の可否が決定される前に他の学術誌に投稿してはならない。取り下げ、または却下された場合はこの限りではない。
 - ・他の研究者の研究成果やオリジナリティーを尊重して公平かつ適切な引用を行わなければならない。
 - ・適切なオーサーシップ：著者リストには、著者としての資格を有する者のみを含め、また著者としての資格を有するものを除外してはならない。
 - ・上記以外にも、利益相反、研究捏造等の研究倫理に関する様々な問題に注意を払わなければならない。
5. 人を対象とする研究、動物を用いた研究、組換え DNA 実験を用いた研究に関する論文等の投稿については以下の規定に従うものとする。なお、名城大学農学部以外での研究の場合は該当組織での同等の規定に従った研究であることを明記すること。
 - 1) 人を対象とした研究は、名城大学が定める「人を対象とする研究に関する倫理指針」に従って行わなければならない。これに該当する研究を含む投稿論文（原著、資料等）では、実験・調査内容が「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」で承認された旨とその承認番号を明記しなければならない。
 - 2) 動物を用いた研究は、名城大学が定める「動物実験取り扱い要項」に従って行わなければならない。これに該当する研究を含む投稿論文（原著、資料等）では、実験内容が「農学部動物実験委員会」で審査された後、学長に承認された旨とその学長承認番号を明記しなければならない。
 - 3) 組換え DNA 実験を用いた研究は、名城大学が定める「組換え DNA 実験規程」に従って行わなければならない。これに該当する研究を含む投稿論文（原著、資料等）では、実験内容が「組換え DNA 実験安全委員会」で承認された旨とその大臣確認番号もしくは部局整理番号を明記しなければならない。
6. 投稿原稿の査読者はすべて編集委員会の審議により決定される。原著については本委員会が委嘱する2名の査読者の審査、それ以外の原稿については1名の査読者の審査を受ける。この際、他学部等の教員および学外の研究者を査読者にすることができる。
7. 編集委員会は、審査の結果をもとに原稿の内容について著者に加除・訂正等の変更を求めることができる。その変更を求められた場合、著者は必要な変更を行い、編集委員会が決定する期限までに返送しなければならない。
8. 投稿原稿が編集委員会に到着した日を原稿受付日とする。また、編集委員会が投稿原稿について掲載可とした日を受理日とする。
9. 当該年度の投稿原稿の締め切り日は、編集委員会が決定する。
10. 刷り上がり10頁までの掲載料および印刷料は無料とする。この頁数を超える場合、あるいはカラー印刷を必要とするものについては、その超過分およびカラー印刷代を著者負担にする場合がある。
11. 一編につき50部までの別刷り代は無料とする。それを超える場合には、超過分を著者負担とする。
12. 掲載された論文等の内容についての責任は著者が負い、論文等の著作権は名城大学農学部に属するものとする。